

独立行政法人造幣局の会計監査人について

今般、財務大臣から令和5年度における独立行政法人造幣局の会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任した旨通知がありました。

なお、選任に至るまでの経緯は下記のとおりです。

1. 経緯等

(1) 企画書の募集

令和5年度における独立行政法人造幣局の会計監査人の候補者名簿の作成に当たり、令和5年度から令和7年度までの複数年度に係る候補者の選定を前提とした企画書の公募を行ったところ、3者から応募がありました。

(2) 応募者の審査及び審査結果

応募のあった企画書について、内部審査員4名及び外部審査員1名から審査委員会において審査を行ったところ、以下のような結果となったため、有限責任あずさ監査法人を候補者として名簿を財務大臣へ提出いたしました。

応募者名	点数 (500点満点)
有限責任あずさ監査法人	436.5点
EY新日本有限責任監査法人	405.0点
板橋共同会計事務所	301.0点

※ 配点において一部の項目を0.5点刻みとしている。

2. 選考基準

別紙のとおりです。

以上

【問い合わせ先】

担当：総務部経理課

電話：06-6351-5463

会計監査人候補者選考基準

造幣局の会計監査は、

- ① 独立行政法人会計基準に基づく監査である。
- ② 他の独立行政法人とは異なり、規模の大きな製造業を営む法人である
という事情を踏まえ、以下を基本として、別紙のとおり審査項目及び配点を設定し、各審査委員が個別に採点した結果（合計点）をもって選考する。

1. 基本的要件（監査能力）

- （1）独立行政法人会計基準、及び企業会計基準を理解していること。
- （2）他の独立行政法人、同規模以上の企業の監査を行った実績があること。
- （3）品質管理基準が適切であること。

2. 監査の実施体制等

- （1）監査チームの編成内容
- （2）監査日程、実施方法（監査計画において、監査の日数が適切であり、各支局での監査も含まれていること。また、バックオフィス（後方支援部署）から適切な支援を受けて監査を行うこと等）
- （3） 監査費用等
 - i 執務総日数と監査計画の整合性
 - ii 監査費用における積算の合理性
 - iii 執務日数の変更等監査体制の変更に伴う費用変更の方法等
- （4） ワーク・ライフ・バランス等の推進
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業及びプラチナえるぼし認定）、次世代法に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を受けているか